解散公告（第一回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十五年八月二十二日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

兵庫県加東市社五〇番地

清算法人社土地改良区

清算人代表　井上　壽弘

解散公告（第一回）

当認可地縁団体は、総会の決議により平成二十五年七月十九日付で解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

広島県尾道市瀬戸田町林八四三番地一

認可地縁団体林自治会

清算人　萬所　象治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月三十日開催の社員総会の決議並びに茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

茨城県水戸市渡里町二九三三番地の一

医療法人白相胃腸科外科医院

清算人　白相　悟

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

千葉県佐倉市小竹一〇三一番地

社団法人小竹公徳社

代表清算人　秋山　辰彦

代表清算人　山崎　一夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十七日開催の社員総会の決議並びに石川県知事の認可により平成二十五年八月八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

石川県金沢市額新保一丁目四五三番地一

医療法人社団入道小児科医院

清算人　入道　秀樹

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十年九月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

大阪市北区本庄西三丁目一三番五号

財団法人さつき保育園

代表清算人　埜田登美子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年九月九日

高知市本町四丁目一番三五号

財団法人高知県林業退職金共済事業団

代表清算人　戸田　文友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡西会津町奥川大字豊島字下松二四八七番地、最後の住所福島県喜多方市関柴町三津井字堰下二三二五番地二六

被相続人　亡　井上　淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

福島県喜多方市字東川原田七五五〇番地一二

相続財産管理人　大森　佳彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島三丁目二四番地、最後の住所千葉市若葉区みつわ台三丁目一番　一棟五〇五号

被相続人　亡　木村　秀貴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号

中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　合間　利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市古安曽九九五番地、最後の住所長野県上田市古里一九四一番地三〇

被相続人　亡　塩入　栄三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

長野県上田市上田原八〇五番地

相続財産管理人　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区小碓四丁目四〇一番地、最後の住所名古屋市港区本宮町二丁目三八番地の六宝本宮ハイツ一〇五号

被相続人　亡　辻野　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

名古屋市東区泉二丁目二七番一四号東海関電ビルディング三階ブナの森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上松健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区蓮宮通四丁目三〇番地、最後の住所大阪府東大阪市横枕西一一番八号ケイケイ物流サービス内

被相続人　亡　古中　黛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル八階

相続財産管理人　弁護士　芦田　一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市新保本一丁目一〇五番地、最後の住所大阪府枚方市東中振二丁目二〇番一―五一四号　被相続人　亡　松田　洋志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

第29期決算公告

平成25年9月9日

群馬県伊勢崎市連取町3312―6

株式会社ホンダカーズ群馬中央

代表取締役社長　北口　晴通

貸借対照表の要旨　（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	996,700	流動負債	1,432,881
固定資産	989,382	（うち賞与引当金）	(98,000)
		固定負債	193,299
		（うち退職給付引当金）	(181,059)
		（うち役員退任慰労引当金）	(2,195)
		株主資本	359,902
		資本金	150,000
		利益剰余金	209,902
		利益準備金	9,141
		その他利益剰余金	200,761
		（うち当期純利益）	(126,284)
資産合計	1,986,083	負債・純資産合計	1,986,083